

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第3号

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第8条第1項中「被保険者証又は組合員証及び」を「加入医療保険資格情報が分かる書類のほか、」に改める。

第14条第1項中「被保険者証又は組合員証」を削る。

第1号様式中

「

加入	保険種別	国(一・退)・政(一・日)・組(一・退)・共・船・後期		本人・家族
医療	被保険者氏名		記 番 号	
保険	保険者名		所在地	
証等	標準負担額減額認定証等の有無		有 ・ 無	

身 体 障 害 者 手 帳				
上記のとおり 療 育 手 帳 と加入医療保険証等を添えて申請します。				
精神障害者保健福祉手帳				

」

を

「

加入	保険種別	国(一・退)・政(一・日)・組(一・退)・共・船・後期		本人・家族
医療	被保険者氏名		記 番 号	
保険	保険者名		所在地	
等	標準負担額減額認定証等の有無		有 ・ 無	

身 体 障 害 者 手 帳 と加入医療保険資格情報が分かる書類等を添				
上記のとおり 療 育 手 帳				
精神障害者保健福祉手帳				

えて申請します。

に改める。

第3号様式中

「

2 診療等を受けるときは、毎月の初回受診日に、この受給者証を医療保険証とともに医療機関窓口へ提出してください。また、医療保険の限度額適用認定証がある場合は、併せて提出してください。

」

を

「

2 診療等を受けるときは、毎月の初回受診日に、この受給者証を医療機関窓口へ提出してください。また、医療保険の限度額適用認定証がある場合は、併せて提出してください。

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定は、令和6年12月2日から適用する。